

ごみ・資源物の出し方便利帳広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ごみ・資源物の出し方便利帳（以下「便利帳」という。）への有償広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載を行う広告媒体は便利帳とし、詳細については別紙による。

(申込可能な者)

第3条 便利帳広告の掲載申込みをできる者は、以下の基準を満たすものとする。

(1) 広告掲載基準（平成18年12月3日施行）の規定を満たす者

(2) 浜松市内に本社又は事務所等のある個人事業主又は法人

(3) 個人事業主の場合はその者、法人の場合はその法人について、市税の未納がないもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦10.0cm×横8.5cm（2枠）

(2) 色 4色刷り（フルカラー）

(3) その他 広告枠内の左上隅に、縦0.5cm×横1.0cm以上で「広告」と表示すること。

(広告の掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は、便利帳の裏表紙とする。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告は当年度に発行予定の便利帳に掲載するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料については、原則として広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の希望価格とするが、浜松市長（以下「市長」という。）が最低価格を定める。

2 広告主は、広告掲載料を指定期日までに納付するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

2 市長は、公募に代え又は公募とともに、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載案内による募集をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 便利帳への広告掲載希望者は、ごみ・資源物の出し方便利帳広告企画書（第1号様式）により、直接又は郵送で、指定の期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の可否)

第10条 広告掲載の可否は、浜松市広告審査委員会の審査を経て、市長が行う。

2 市長は、広告掲載希望者数が掲載枠を超える場合は、希望購入金額の高いものを優先する。また、同額の場合は、抽選により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等についてごみ・資源物の出し方便利帳広告掲載決定通知書（第2号様式）又はごみ・資源物の出し方便利帳広告非掲載決定通知書（第3号様式）により広告掲載希望者に通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告主は、市長の求めに応じ、掲載内容及び条件等を掲載したごみ・資源物の出し方便利帳広告掲載承諾書（第4号様式）を提出し又は浜松市と契約を締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 12 条 広告主は、広告原稿（完全版下原稿）を市長が指定する期日までに、指定する方法、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿（完全版下原稿）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審議及び協議)

第 13 条 広告の内容及びデザイン等については、浜松市及び便利帳の信用性を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現については、市民が浜松市の事業であると錯誤しやすいものは禁止する。

(広告内容等の変更請求)

第 14 条 市長は、広告の内容及びデザインが各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第 15 条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(3) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触しているときで、前条の規定による変更にもかかわらず、基準を満たすことができないとき。

(4) その他、便利帳への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載が取り消された場合において、広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという申し立てがなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

ごみ・資源物の出し方便利帳広告募集要領（令和 7 年度）

広告掲載媒体について

広告掲載媒体	ごみ・資源物の出し方便利帳
規格	A 4 判
発行部数	3 5, 0 0 0 部
発行頻度	年 1 回発行
内容	市民に対しごみの分別方法等を周知するもの
配布方法等	①区役所・行政センター、協働センター等への配架 ②浜松市公式ホームページに PDF で掲載 【参考】
発行元	一般廃棄物対策課
配布エリア	浜松市内

その他

入稿期限	令和 7 年 1 1 月中旬予定
入稿ファイル形式	PDF ファイル及び illustrator ファイル

【参考】 ごみ・資源物の出し方便利帳 ダウンロードページ（下記 URL）アクセス数
・「ごみ・集積所に関する配布物（データ）」

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ippai/haihubutsu.html>

月平均 ： 約 1, 2 9 2 アクセス

（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月実績）

※広告掲載基準を遵守してください。